

事 務 連 絡
令和 7 年 2 月 14 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 課 } 御 中
東京消防庁・各指定都市消防本部 }

消 防 庁 予 防 課

木造立体迷路の事故防止に対する協力について

令和 3 年 10 月、兵庫県内の遊園地に設置された屋外の木造大型複層遊具（以下「木造立体迷路」という。）の床板の一部が抜け落ち、利用者が下層に転落する事故が発生したことを受け、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 15 条に基づき消費者庁に設置された消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）において調査が行われ、令和 6 年 11 月 27 日付けで消費者事故等調査報告書（以下「報告書」という。）が公表されたことに伴い、経済産業省及び国土交通省からそれぞれ木造立体迷路の関係事業者等に対し、木造立体迷路の安全性の確認等が要請されています。（消費者庁ホームページ URL：https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_023）

本報告書においては、木造立体迷路について、利用者の転落事故のほか、地震や火災等についても対策を講じる必要があるとされており、その相談先として消防本部及び消防署が挙げられていることから、今後、木造立体迷路の関係事業者等から火災予防対策等について相談があった場合には、適切に対応いただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。